

国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内法的措置

松 葉 真 美

目 次

はじめに	
I 国際法の国内適用	
II ローマ規程の実施	
III ローマ規程の国内履行のための特別立法	
1 受容方式	
(1) カナダ	
(2) イギリス	
(3) ドイツ	
(4) オランダ	
(5) スイス	
2 各国国内法上の履行措置	
(1) 対象犯罪	
(2) 管轄権	
(3) 引渡	
(4) 捜査協力	
(5) 刑罰の執行	
(6) 司法運営に対する犯罪	
おわりに	

はじめに

1998年7月17日、国際刑事裁判所（International Criminal Court：以下「ICC」とする。）を設立するためのローマ国際刑事裁判所規程（Rome Statute of the International Criminal Court：以下「ローマ規程」とする。）が、ローマで開催された国連外交会議（以下「外交会議」とする。）において採択された。本規程は、発効のためには60ヶ国の批准が要件となっている（ローマ規程第126条）。2002年4月、ボスニア等10ヶ国が批准したことによって一気に要件を満たし、7月1日に発効した。ICCは、ジェノサイド（集団殺害）等の重大犯罪を犯した個人の刑事責任を追及することを目指す初の常設の国際刑事裁判機関である。かつて、ニュルンベルグ、東京、旧ユーゴ、ルワンダと、個人を訴追するためのアドホックな国際法廷が存在してきたが、ICCは史上初の常設法廷であり、刑事法的にも国際法的にも、さらには国際政治的にも極めて画期的なものである⁽¹⁾。

これまでに欧州各国を中心に、カナダ、アフリカ諸国が批准をすませているが、アジアの批准国はまだ少ない。米国は、「海外に派遣した米軍兵士が政治的な理由で訴追されるおそれがある」と主張し、条約の起草段階から消極的な姿勢を示していた。日本は、外交会議において、ICCの管轄権行使について対立する関係国間を仲介し、経過規定（ローマ規程第124条⁽²⁾）を

(1) 愛知正博「国際刑事裁判所の管轄権の合法性」『中京法学』33巻3／4号、1999.3、p.122.

提案するなど、規程の起草には積極的に関わってきた。ICC に対する支持も一貫して表明している。しかし政府は、ローマ規程の内容や各国における法整備の状況を精査するとともに、国内法令との整合性について必要な検討を行っている最中であることを理由に、まだ規程を批准していない。

そこで本稿では、このローマ規程の諸規定を、各国がいかなる形で国内的に履行しているか、特にその履行のためにどのような国内法令を制定しているかについて概観する⁽³⁾。

I 国際法の国内適用

ICC は、国際組織設立条約によって設置された。条約とは、国と国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意⁽⁴⁾であり、原則として締約当事国のみを拘束する。条約の国内法上の効力は国内法の承認によって認められ、国内法体系への編入の仕方、国内法体系における効力の順位は、各国の憲法または憲法慣行によって決定されることになる。

国際法が国内的に実現されるには二通りの方式がある。ひとつは、国際法の内容を国内法として作り変えることを必要とする変型 (transformation) 方式である。もうひとつは、国際法をそのままの形で国内法の一部として認める一般受容 (incorporation) 方式である。一般受容方式をとる場合でも、国際法規定の性質によっ

ては、そのままでは国内裁判所で適用しえないことがある。このような性質を持つ条約は特に、非自動執行条約 (non-self-executing treaty) と呼ばれる。条約内容が個人の権利義務の確定性を有していなかったり、あるいは個人の権利義務関係を規定していても、国家に対してその実施のための立法措置を義務づけているようなものなどである。

条約と並ぶ国際法の重要な法源である国際慣習法については、特別の国内措置を経ることなく、一般的に国内的効力が与えられるのが通例である。イギリスでは、国際慣習法は国内法の一部であるとされている。また、「国際法の一般的諸原則は連邦法の構成部分である」とするドイツ連邦共和国基本法 (以下「ドイツ基本法」とする。) 第25条、条約及び国際法の遵守を定めた日本国憲法第98条第2項などは、国際慣習法の一般的受容を定めたものといえる。

条約については、イギリス、北欧諸国などで変型方式がとられている。イギリスにおいては、条約は議会立法を通じてのみ国内的に実施される。イギリスでは、条約を締結または批准することは、大臣の助言に基づいて行動する国王の専属的権能に属する。一方、イギリス憲法の基本原則は、議会が立法権限を独占するとしている⁽⁵⁾。したがって国王が批准した条約はイギリスを拘束するけれども、それを実施する国内法が制定されるまで、国内においては効力をもたない⁽⁶⁾。米国を除く多くのコモン・ロー諸国はイギリスの伝統に従っている。例えばカナ

(2) 各国は、ローマ規程の締約国になる際に自国民が被疑者であるか自国で行われた戦争犯罪については、7年間に限り裁判所の管轄権を受諾しない旨宣言することができるとされた。この経過規定が盛り込まれたが故にローマ規程に賛成することができるようになった国も多い。

(3) ICC の設立経緯とローマ規程の概要については、伊藤哲朗「国際刑事裁判所の設立とその意義」『レファレンス』No.628, 2003.5, pp.5-21 を参照されたい。

(4) 条約法に関するウィーン条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties) 第2条第1項(a)。

(5) R. Higgins, "United Kingdom", in Francis G. Jacobs and Shelly Roberts ed., *The Effect of Treaties in Domestic Law*, London: Sweet & Maxwell, 1987, p.124.

(6) Peter Malanczuk, *Modern Introduction to International Law*, 7th rev. ed., New York: Routledge, 1997, pp.65-66.

ダでは、条約の署名及び批准は国王の専権のもとで行政府によって行われるため、行政府は条約の承認を議会に求める必要はない。しかし、条約が実施立法（implementing legislation）を必要とする場合には、行政府は、通常批准前に、実施立法を議会に提出し、議会が条約について議論する十分な機会を与える⁽⁷⁾。

一方、米国など、今日大多数の国では、一般受容方式がとられている。これらの国では、条約は憲法に従って適正に署名、批准、公布されれば、自動的に国内的効力を持つものとされる。議会の承認が必要とされる場合でも、承認は法律の形を取る必要はなく、単なる議決でよい。米国では、大統領が上院の助言及び同意を得て条約を締結する権限を有する（憲法第2条第2節第2項）。その上で、憲法及び連邦法と並んで条約が「国の最高の法規である」旨規定されており（憲法第6条第2項）、憲法に従って締結された条約は、自動的に国内法の一部になることが定められている。その他にも、オーストリアやスイスがこの方式を採用している。日本も、憲法第98条第2項や条約の公布を定めた憲法第7条第1号が、条約に国内的効力を認めていると解されている⁽⁸⁾。

もっとも、一般受容方式によって条約が国内的効力を持つとはいっても、それだけで内容的にもそのまま国内法として実施できるものになるとは限らない。条約の多くは、国家間の権利義務を定めるのが通常であり、国内法上の効果として、国民の権利義務に直接関わるものはむしろ少ないからである。条約自体が明示的あるいは黙示的に、条約内容が国内法として具体的に適用されるために何らかの国内措置を取るよう加盟国に義務づける場合もあるが、その具体

的な方式は各国に委ねられている。特に、条約の内容が、私人相互間または私人と公権力との間の法律関係に適用可能なものとして国内裁判所と行政機関を拘束するためには、特定の国内措置による補完が必要である。例えば、日本国憲法第31条は刑罰法定主義をとっており、そこでいう法律とは形式的意味の法律を指すと解されている⁽⁹⁾。したがって条約の処罰規定の直接適用はできず、別途立法措置を要する。

また、変形方式と一般受容方式の中間に属するものとして、承認法による受容の方式がある。この場合、議会による条約の承認が法律の形式によって与えられる。承認法は、条約に対する承認を与えると同時に、その条約が国内で法的効力を有するとの規定をもつのが通常である⁽¹⁰⁾。代表的なのはドイツとイタリアであり、両国では条約の国内的効力を、条約条文が付録として付される法律の効力に求めている。ドイツ基本法第59条第2項は、連邦の立法の対象にかかわる条約等には、連邦の立法について権限ある機関の同意または協力を求めている。このような条約が国内的に適用されるためには、「条約法（Vertragsgesetz）」の形式による議会の承認を要する。条約は、条約法の付録として公表される⁽¹¹⁾。

また、ベルギー、フランス、オランダなどのように、原則としては一般受容方式をとるものの、条約の内容によっては承認法による受容方式をとる国もある。オランダ憲法第93条は、条約でその内容が全ての人に拘束力がありうるものは、公表によって効力を有すると規定する。しかしオランダの場合、個人の権利義務に影響を及ぼす条約及び何らかの方法で国内法秩序を変更する条約については、議会による法律の形

(7) 水上千之「条約の国内的編入と国内的効力」『広島法学』16巻4号, 1993.3, pp.272-273.

(8) 佐藤功『憲法 下』有斐閣, 1984, p.1288; 小嶋和司『憲法概説』良書普及会, 1987, pp.140-141.

(9) 佐藤功『憲法 上』有斐閣, 1983, pp.502-505; 樋口陽一他『憲法Ⅱ』青林書院, 1997, p.262.

(10) 岩沢雄司『条約の国内適用可能性』有斐閣, 1985, p.14.

(11) 水上, 前掲論文, pp.274-275.

の承認が必要とされている⁽¹²⁾。

国際法規が国内法上適用される結果、既存の国内法の内容と抵触を生じることがある。この場合の条約の国内的効力の順位については、原則として国際法上は定められていない。これは、条約を国内的に受容するために生じる問題であり、国際法の問題ではないからである。憲法や既存の法律等に対比してどの程度の効力を条約に認めるかは、各国の憲法または憲法慣行によって決定されることになる。変形方式をとる国においては、条約は国内法の形をとるので、国際法と国内法の効力の優劣が問題となることはない。

II ローマ規程の実施

ローマ規程は、対象犯罪、管轄権、刑法の一般原則や刑罰といった実体的規定と、裁判所の構成、裁判手続や司法共助といった手続的規定の双方を含む広範な分野に及び、刑事法としても相当に整備された包括的なものとなっている。変形方式をとる国では、ローマ規程の国内的効力を生ぜしめるために特別の立法を要する。また一般受容方式をとる国であっても、ローマ規程や国内法制度の要求から別段の立法を行うことが必要となっている。本章では、各国がローマ規程を国内において実施するために立法措置が必要となっている事項を挙げていく。

① ICCは各国の裁判を補完するものである（ローマ規程前文・第1条）。この「補完性の原則（principle of complementarity）」の下、各国は、対象犯罪の捜査・訴追を行う責任を国家主権の一部として有することになる。しかし一方でローマ規程は、締約国にICCの捜査及び訴追について協力することを義務づけており（第86条）、ICCから犯罪人の逮捕・

引渡の要請を受けた締約国はそれに応ずる義務があるとした（第89条第1項）。締約国は引渡要請を受けると、国家主権という強い概念をもってしても、自国民をその管轄下に置き続けることは難しくなる。したがってもし国家が、自国民に対する他国あるいは国際機関の裁判を避けなければ、積極的に国際犯罪の捜査・訴追を行わなければならない。このように補完性の原則は、自国民が国際法に違反した場合における国家の捜査・訴追を促進することにもなると思われる。しかしローマ規程自体は締約国を対象犯罪の捜査・訴追義務を課しているわけではないため、締約国はこれらの犯罪の捜査・訴追が行うことができるように国内法を整備しなければならない。

また、実際にICCの訴追が有効に行われ、犯罪人の適正な処罰が実現されるためには、締約国の協力が不可欠である。ローマ規程は、ICCが実際に訴追を行う場合における締約国の一般的協力義務（第86条）と、締約国が協力を実施するための国内法の整備義務（第88条）を定めている。締約国は、ローマ規程対象犯罪を自ら裁くためだけでなく、ICCに十分に協力するためにも国内法を見直さなければならない。

② ICCは、「国際社会全体が関心を有する最も重大な犯罪」に裁判管轄権を持つとした上で、ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略の罪を列挙した（第5条第1項）⁽¹³⁾。これら4犯罪は、いわゆるコア・クライムといわれ、犯罪中の犯罪として国際法に基づいて処罰対象にすべきものと考えられてきたが、ICCが管轄権を有するのは、その中でも重大性を有するものに限定されている。したがって締約国はまず、これら重大な国際関心犯罪に対する訴追を可能にするために、3つの規

(12) Henry G. Schermers, "Netherlands", in Jacobs, *op. cit.*, pp.109-112.

(13) このうち、侵略の罪については、条約採択の段階で、その定義や構成要件について合意が得られなかったため、ローマ規程発効後の締約国会議での検討に委ねられることになった。

程対象犯罪を国内法で犯罪化する必要がある。

ICC はまた、その司法手続の過程において、意図的に行われた偽証、虚偽証拠の提出等に対して管轄権を有するとした（第70条）。締約国は、上記 ICC の司法運営に対する犯罪が自国の領域内または自国民によって行われた場合にも適用できるように刑法等を拡張する義務を負う（第70条第4項(a)）。

③ ICC と国内裁判所の関係は「補完性の原則（principle of complementarity）」を採用することでバランスがとられた。規程対象犯罪に対して、管轄権を有する国家が当該行為を適正に訴追していないか、訴追する能力を欠いている場合に ICC は管轄権を有する（第17条）。また ICC が管轄権を実際に行使するための前提条件として、一定の関係国の同意を要求する。国際連合安全保障理事会の付託による場合を除き、犯罪が実行された国または被疑者の国籍国のいずれかがローマ規程締約国であるか、または非締約国であっても ICC の管轄権行使を受諾した場合にのみ、ICC はその管轄権を行使できる（第12条）。ICC が管轄権を行使するのは、あくまでも各国の裁判所が有効に機能していない場合に限られるのであり、締約国は規程対象犯罪が自国領域外で行われた場合を普遍的に訴追できるように、国内裁判所の管轄を拡大することを考慮しなければならない⁽¹⁴⁾。

④ その他にローマ規程は刑法総則的規定を多く含んでいる。まず、「法律なくして犯罪なし（Nullum crimen sine lege）」、「法律なくして刑罰なし（Nulla poena sine lege）」という罪刑法定主義の基本原則を明文で規定した（第22条及び第23条）。また、その派生的原則である類推解釈禁止の原則（第22条第2項）、遡及処罰禁止の原則（第24条第1項）も規定

されている。国家は国内法制の整備にあたり、これらの原則も憲法に照らして十分に考慮することになろう。さらにローマ規程は対象犯罪が時効に服さないとした（第29条）。犯罪の重大性から、時日の経過による犯罪に対する社会的な規範感情の緩和や犯人の改善の推測を認めることは難しいため、国内法上も時効は排除されることが望ましい。

ローマ規程は個人の公的資格に関係なく平等に適用される（第27条）。つまり、国家元首や議員であるといった公的資格が、その者を訴追する障害となる可能性を排除したのである。多くの国家が公的資格を有する者の免責特権規定を有している。国際法上も、国家元首や外交官の外交特権の一つとして、接受国の刑事訴追管轄権行使からの免除が認められている⁽¹⁵⁾。しかしローマ規程対象犯罪の捜査・訴追においては、これらの免責特権は排除される。本来免責特権は、その資格を有する者が国家の重要な職務を遂行するために認められるのであり、人道に反するような重大な罪を犯すような場合にまで認められる必要はないためである。

⑤ もちろん、以上のような実体規定の見直しだけでは、ICC に十分に協力することはできない。国家は、刑事訴訟法等の手続規定も見直さなければならない。例えば、ローマ規程に定められた被害者及び証人の保護（第68条）、ICC への財政上の援助（第12部）等は、新たに国内法に導入しなければならないであろう。また、刑事手続そのものについても、犯罪の訴追が、司法の独立が守られた上で公平かつ平等に国際的に認められた法の適性な手続（due process of law）の基準にのっとり行われるように国内法を見直す必要がある⁽¹⁶⁾。

(14) Matthew S. Carlson, "The International Criminal Court: Selected Considerations For Ratification and National Implementing Legislation", *Revue Internationale de droit pénal*, 72(3-4) (2002), pp.806-807.

(15) 外交関係に関するウィーン条約 (Vienna Convention on Diplomatic Relations) 第31条第1項

⑥ 国際人権規約等に定められているような適正な手続をすでに国内法に採り入れている国家は、刑事司法システムに大きな変更を加える必要はない。しかしローマ規程は、被疑者の権利を保障することを各国に義務づけ（第55条）、被告人の権利保障についても詳細に規定している（第67条）。被告人は公開された公平な裁判を受ける権利を保障されているため、締約国は、国際的な基準に即して公平な裁判を行わなければならない。また、ICCに代わって捜査を行った締約国は、その証拠収集においても、国際的に認められた人権基準に従うことが要求される。集められた証拠の受理可能性を決定するためにICCは、国連総会で採択された基準、世界人権宣言、国際人権規約、国連司法独立の基本原則などに依拠し、また人道法の観点から、ジュネーブ諸条約とその追加議定書を基準としていくことになると思われる⁽¹⁷⁾。

⑦ 国際法上認められてきた外交特権は、主権国家の相互主義に基づいている。しかし、国家の地位を有しない国際組織の職員も、その組織の任務を十分に遂行するために同様の保護を必要としている。そこで国際組織は、その職員の免責特権について締約国と特別協定を結んできた。ローマ規程も同様に、ICC職員の免責特権の規定を置いた（第48条）。各国は、ICCとその職員がその職務を十分に遂行するために、彼らの免責特権を認めた国内法を整備することになる。

⑧ 戦争犯罪等の規程対象犯罪の捜査は、しば

しば武力紛争による無秩序な状態の中で行われる。したがって犯罪の被害者や証人の証言のみが捜査官の手がかりとなりかねない⁽¹⁸⁾。そこでローマ規程は、被害者・証人の保護を極めて重要視している（第68条）。たとえば第68条第2項は、証人喚問を裁判官室または電子的手段で行うことを認めているし、また第69条第2項は、録画または録音による証言や文書の採用も認めている。被害者及び証人の保護は、締約国のICCへの協力義務を規定した第93条第1項(j)でも改めて言及されており、締約国はこのような措置を可能とするために、国内法を整備しなければならない⁽¹⁹⁾。

⑨ 国際協力及び司法共助を定めたローマ規程第9部は、ICCが有効に機能するために最も重要な章である。第86条は、締約国に規程対象犯罪の捜査及び訴追に関する一般的協力義務を課した。さらに第88条は、締約国に、ICCへの協力を可能とする国内法を整備するよう義務づけている。ただし、協力のためどのような手続をとるかは各国家に委ねられており、締約国は、第9部で規定された様々な形態の協力を可能とする国内法制を確保する義務を負うことになった。

⑩ 第89条－第92条は、ICCへの被疑者の逮捕・引渡について規定している。ICCは締約国・非締約国のいずれにも被疑者の逮捕・引渡を要請することができ、締約国は要請に応ずる義務を負う（第89条第1項）。ローマ規程は、締約国に「(ローマ規程)第9部及び

(16) Mark S. Ellis, "The International Criminal Court and Its Implication for Domestic Law and National Capacity Building", *Florida Journal of International Law*, 15(2)(Fall, 2002), pp.225-226.

(17) *ibid.*, p.228.

(18) Manuel Sager, "Combating International Crimes Domestically", 3rd Annual Conference hosted by the Crimes Against Humanity and War Crimes Section of Canada's Department of Justice, Ottawa, April 22/23 2002, p.5.

(19) Valerie Oosterveld, Mike Perry, John McManus, "The cooperation of States with the International Criminal Court", *Fordham International Law Journal*, 25(3)(2002), pp.807-809.

国内法上の手続に従って」逮捕・引渡を行うことを求めている。締約国は、効率的に犯罪人の逮捕・引渡を行うことができるように国内法を定めることが求められる。

⑪ 第93条は、逮捕・引渡以外のその他の協力義務について詳細に規定する。第93条第1項は、締約国は、その国内法に基づいて引渡以外の様々な形態の捜査・訴追に関する協力義務を負うことを規定している。特に第93条第1項(1)は、総括条項として、被要請国の国内法で禁止されていないあらゆる態様の援助義務を課している。第93条は、多くの国家が既に有する二国間捜査共助条約やその国内法にみられる司法共助に関する規定とほぼ同一である。したがって各国は、ICCをその援助対象として加えるなど、既存法の改正を行えばよい。ただし、墓地の発掘や被拘禁者の証言目的のための一時移送など、国内法整備に当たり十分な考慮を要する制度も含まれている。

⑫ ICCによって科された刑は、締約国において執行される。ICCが締約国に、罰金徴収や犯罪で生じた資産の没収を行うよう要請した場合、締約国は協力する義務を負う(ローマ規程第109条第1項)。各締約国は、これらの刑を善意の第三者の権利を害することなく、また自国の手続に従って執行しなければならない。締約国はこれらの措置を執行できるように国内法を整備することが必要であろう。またICCは、規程対象犯罪を犯した個人の処罰について終局的な判断権限を有するのであり、国家はICCによって科された刑を全面的に改変したり、刑期を減じたりすることはできない(第105条)。したがって、終局判

決後の刑罰軽減措置の可能性に関する国内手続を見直すことも求められよう⁽²⁰⁾。

III ローマ規程の国内履行のための特別立法

1 受容方式

各国のローマ規程の受容方式は様々である。カナダとイギリスは包括的な立法を行った。これらの国の新法にはローマ規程の根幹である対象犯罪、管轄規定の他、刑法総則、刑事手続、司法共助規定が含まれている。ドイツ、オランダ、スイスは実体法と手続法を分けて立法を行った。すなわち、規程対象犯罪を国内的にも犯罪とする実体法と、ICCに対する協力を可能とする刑事手続や司法共助について定める手続法の立法が別個に行われたのである。

まず、各国がどのようにローマ規程を受容しているか概観する。

(1) カナダ

ローマ規程署名：1998年12月18日

批准：2000年7月7日

国内立法：「人道に対する罪及び戦争犯罪法⁽²¹⁾」(以下「カナダ法」とする。)

カナダは、ICCの設立にあたり、外交会議でも議長を務めるなど中心的役割を果たしてきた⁽²²⁾。したがって各国は、カナダがローマ規程を実施するためにどのような国内立法を行うのか注目していた。カナダでは批准に先立ち、1999年12月にローマ規程を実施するための法案が議会に提出され、翌年6月29日に議会を通過し国王の勅裁を得た。施行されたのは2000年10月23日である⁽²³⁾。

⁽²⁰⁾ Carlson, *op. cit.*, p.805.

⁽²¹⁾ Crimes Against Humanity and War Crimes Act (2000, c.24).

⁽²²⁾ William A. Schabas, "Canadian Implementing Legislation for the Rome Statute", *Yearbook of International Humanitarian Law*, 3(2000), p.337.

⁽²³⁾ *Canada Gazette part II*, Vol.134 No.23, (November 8, 2000), p.2418.

カナダ法は全77条からなり、そのうち第33条―第76条は、既存法律の改正規定である。カナダ法は、ローマ規程で各国に課された義務の履行を規定し、また近年のカナダ国内訴追に関する法制の弱点を補強している。ローマ規程対象犯罪を国内法上の犯罪とし、被疑者や証人のICCへの引渡や司法共助を可能にした。なお、国内の裁判で認められてきた免責規定は、ICCその他の国際裁判所には適用されないとした。

(2) イギリス

ローマ規程署名：1998年11月30日

批准：2001年10月4日

国内立法：「2001年国際刑事裁判所法⁽²⁴⁾」

(以下「イギリス法」とする。)

イギリスはローマ規程の批准に先立ち、その実施法であるイギリス法を制定した。同法はイングランド、ウェールズ、北アイルランドに適用される法律であるが、スコットランドもほぼ同内容の独自立法を行っている。イギリス法は2001年5月11日に国王の勅裁を得て、同年9月1日に公布された。

イギリス法は、法律の定義（第1章）、人の逮捕・移送（第2章）、その他の形態の協力（第3章）、ICCによる判決・命令の執行（第4章）、国内法における犯罪（第5章）、一般規定

（第6章）の全84条と10の付表で構成されている。この法律の目的は、ローマ規程対象犯罪を国内法上も犯罪とし、ローマ規程に基づく義務の履行及び刑罰の実施について定めることにある。イギリス法は、ローマ規程全てを国内法に反映させることを意図しておらず、ICCを援助するために新たに立法が必要な分野においてのみ規定している。したがって、既存の法律で援助が可能な分野については改めて規定していない⁽²⁵⁾。

(3) ドイツ

ローマ規程署名：1998年12月10日

批准：2000年12月11日

国内立法：「国際刑事裁判所に関するローマ規程批准法⁽²⁶⁾」

「国際刑事裁判所ローマ規程を施行するための法律⁽²⁷⁾」

「国際刑法典を制定するための法律⁽²⁸⁾」（以下「国際刑法典制定法」とする）

ドイツは、批准に先立ち、ICC規程批准法を2000年12月7日に公布した。さらにICC開設に向け、ドイツ基本法第16条の改正法を2000年12月1日に⁽²⁹⁾、同第96条第5項の改正法を2002年7月26日に公布した⁽³⁰⁾。2002年6月28

⁽²⁴⁾ International Criminal Court Act 2001 (c.17).

⁽²⁵⁾ Council of Europe, *The Implications for Council of Europe Member States of the Ratification of the Rome Statute of the International Criminal Court: Progress Report by the United Kingdom*. 7 September 2001. <[http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC\(2001\)31E-2.pdf](http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC(2001)31E-2.pdf)>

⁽²⁶⁾ Gesetz zum Römischen Statut des Internationalen Strafgerichtshofs vom 17. Juli 1998 Vom 4. Dezember 2000, BGBl. 2000 Teil II S.1393.

⁽²⁷⁾ Gesetz zur Ausführung des Römischen Statuts des Internationalen Strafgerichtshofs Vom 17. Juli 1998, BGBl. 2002 II S.2144.

⁽²⁸⁾ Gesetz zur Einführung des Völkerstrafgesetzbuches Vom.26. Juni 2002, BGBl 2002 I S.2254.

⁽²⁹⁾ Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 16) Vom 29. November 2000, BGBl.2000 I S.1633. ドイツ人の外国への引渡を禁じたドイツ基本法第16条に、条件付き引渡を認める第2文を加えた。

⁽³⁰⁾ Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 96) Vom 26. Juli 2002, BGBl.2002 II S.2863. 連邦参議院の同意を得た連邦法律により、州の裁判所が連邦の裁判権を行使できる分野としてローマ規程対象犯罪（侵略の罪を除く）が加えられた。

日には、ドイツと ICC の刑事手続面での協力を規定したローマ規程を施行するための法律が公布された。また、ローマ規程の犯罪構成要件と現行刑法の犯罪構成要件を調整し、ローマ規程対象犯罪の国内処罰を実現させるための国際刑法典を制定するための法律が、2002年6月29日に公布されている。

国際刑事裁判所に関するローマ規程批准法は、議会在ローマ規程の批准を承認する法律であり、ローマ規程の条文が添付されている。ローマ規程を施行するための法律は、ICC に対する司法共助について規定する。全13章で構成されるが、大部分を占めるのは、第1章の「国際刑事裁判所との協力のための法律 (Gesetz über die Zusammenarbeit mit dem Internationalen Strafgerichtshof : 以下「ドイツ協力法」とする。)」である。ドイツ協力法は、全73条から成り、刑事手続面での ICC に対する協力を定める。国際刑法典制定法、新法である国際刑法典の制定 (第1章)、刑法典の改正 (第2章)、刑事訴訟法の改正 (第3章)、裁判所構成法の改正 (第4章) 等、全8章で構成されている。第1章の国際刑法典は全14条で、国際慣習法上犯罪として認められてきた行為を国内法上も犯罪とした。

(4) オランダ

ローマ規程署名 : 1998年7月18日
 批准 : 2001年7月17日
 国内立法 : 「国際刑事裁判所実施法⁽³¹⁾」
 (以下「オランダ実施法」とする。)
 「国際刑事裁判所適合法⁽³²⁾」
 「国際犯罪法⁽³³⁾」

オランダ議会では、オランダ司法管轄下に属さない裁判所の設置の合憲性などが問われたものの、ローマ規程承認法案は2001年7月までに承認された。なお通常、批准と条約実施のための法案は一つにまとめられるが、ICC に関しては政治上、実務上の面から二つに分けられた⁽³⁴⁾。そして規程の実施に向け、三つの立法を行った。まず、ICC への援助・協力について規定したオランダ実施法が2002年6月20日に成立、7月1日に施行された。同時に成立した国際刑事裁判所適合法は8月8日に施行された。国際犯罪法は2003年6月19日に制定され、10月1日に施行された。

オランダ実施法は、総則 (第1章)、ICC への人の引渡 (第2章)、ローマ規程第93条⁽³⁵⁾ に基づく協力 (第3章)、判決の執行 (第4章)、受入国 (所在地国) の地位に基づく協力 (第5章)、最終規定 (第6章) の全90条で構成される。オ

⁽³¹⁾ Rijkswet van 20 juni tot uitvoering van het Statuut van het Internationaal Strafhof met betrekking tot de samenwerking met en bijstand aan het Internationaal Strafhof en de tenuitvoerlegging van zijn vonnissen (Uitvoeringswet Internationaal Strafhof), *Staatblad van het Koninkrijk der Nederlanden*, 2002, No.314.

⁽³²⁾ Wet van 20 juni 2002 tot aanpassing van het Wetboek van Strafrecht, het Wetboek van Strafvordering en enige andere wetten aan de Uitvoeringswet Internationaal Strafhof, *Staatblad van het Koninkrijk der Nederlanden*, 2002, No.316.

⁽³³⁾ Wet van 19 juni 2003, houdende regels met betrekking tot ernstige schendingen van het internationaal humanitair recht (Wet Internationale Misdrijven), *Staatblad van het Koninkrijk der Nederlanden*, 2003, No.270.

⁽³⁴⁾ Council of Europe, *The Implications for Council of Europe Member States of the Ratification of the Rome Statute of the International Criminal Court: Progress Report by the Netherlands and Appendix*. 19 July 2001. <[http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC\(2001\)21E.pdf](http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC(2001)21E.pdf)>

⁽³⁵⁾ ローマ規程第93条は、逮捕及び引渡を除いたその他の協力義務を規定する。

ランダは ICC 受入国でもあるため、ローマ規程締約国としてだけでなく、ICC 受入国としての ICC に対する司法共助及びその他の形態の協力が規定されている。

国際刑事裁判所適合法は、刑法を初めとする既存法をオランダ実施法に適合させるために制定された全6条の法律である。この法律によって、ローマ規程第70条及びオランダ実施法第64条・第65条で定められた司法運営に対する犯罪を罰するための刑法典、刑事訴訟法、恩赦法等の改正が行われた。

国際犯罪法は、総則（第1章）、犯罪（第2章）、刑事責任の拡張（第3章）、刑法及び刑事手続一般原則（第4章）、法改正（第5章）、最終規定（第6章）の全23条で構成される。ローマ規程対象犯罪をオランダ国内で訴追するためには、実体法の変更が必要であったため、様々な法律に分散していたローマ規程対象犯罪を統合し、新たな法律として制定したのである。各犯罪の定義は、ほぼローマ規程に基づいているが、関連国際条約の国内実施措置も考慮している。

(6) スイス

ローマ規程署名：1998年7月18日

批准：2001年10月12日

国内立法：「2001年6月22日の国際刑事裁判所協力法⁽³⁶⁾」（以下「スイス協力法」とする。）

「刑法・軍刑法改正法（国際裁判所の司法運営に関する条項の違反行為）⁽³⁷⁾」

スイスでは、ローマ規程署名後、外務省や司法・警察省など省庁を超えたワーキング・グループが形成され、ローマ規程の実施方法が検討された。2000年11月15日、スイス政府は連邦議会に包括的な説明報告書を提出した。報告書は議

会のローマ規程批准承認を求め、さらに ICC に協力するための立法及び既存法律の改正を提案した。2001年6月22日、連邦議会はローマ規程を承認し、同時にスイス協力法及び刑法・軍刑法改正法を可決した。これらは2002年7月2日に公布された。

スイス協力法は、総則（第1章）、ICC に対する協力原則（第2章）、被疑者の引渡（第3章）、その他の形態の司法協力（第4章）、刑罰の執行（第5章）、最終規定（第6章）の全60条で構成される。また刑法・軍刑法改正法は、ローマ規程第70条に規定される ICC の司法運営に対する犯罪を国内法上も訴追可能とした。

2 各国国内法上の履行措置

次に、各国の履行措置を事項別に見ていく。

(1) 対象犯罪

ICC は、ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪について管轄権を有する。これらの犯罪は、国際社会法益を侵害する重大な犯罪行為であり、各々ローマ規程第6条、第7条及び第8条で詳細に定義されている。

ハイジャックやテロ行為等は、それらを禁じた諸条約によって諸国の共通利益を害する犯罪と規定されている。これらの犯罪は、条約で、各締約国が犯罪として処罰すべきものと定められ、各国の国内法制で規制されている。この種の犯罪については、個々の国家の裁判所が自国の刑法に基いて管轄権を行使するのであり、ICC は管轄権を有さない。

[カナダ]

カナダ法は、第4条（国内犯）、第6条（国外犯）において、ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪をカナダで処罰可能な犯罪とした。個々の犯罪の定義は、第4条第3項、第6条第3項に規定されている。人道に対する罪は、

⁽³⁶⁾ Loi fédérale du 22 juin 2001 sur la coopération avec la Cour pénale internationale (RS 351.6).

⁽³⁷⁾ Loi fédérale portant modification du code pénal et du code pénal militaire (Infractions aux dispositions sur l'administration de la justice devant les tribunaux internationaux), RO 2002, pp.1491-1492.

殺人、殲滅、奴隷化、国外追放、拘禁、拷問、性的暴力、政治的宗教的迫害その他のあらゆる非人道的行為であって、文民または特定の集団に対して行われ、それが行為時に行為地の法令に違反しているか否かを問わず、国際慣習法や条約または法の一般原則において人道に対する罪と認められるものをいう。ジェノサイド罪は、特定の集団の全部または一部を破壊する意図をもって行われ、国際慣習法や条約または法の一般原則に照らしてジェノサイドと認められる行為をいう。戦争犯罪は、武力紛争に適用される国際慣習法または条約によって戦争犯罪と認められる行為をいう。

また、カナダ法第4条第4項、第6条第4項はコア・クライムが国際慣習法上の犯罪であると規定している。また第6条第5項は、人道に対する罪が、ニュルンベルグ及び極東軍事法廷以前から国際慣習法の一部を構成し、あるいは法の一般原則によって犯罪と認識されていたと規定する。

このようにカナダ法における犯罪の定義は、ローマ規程のそれよりも、より簡潔かつ一般的である。これはローマ規程第10条にも規定されているように、国際法が未だ発展しつつある

ことをふまえ、カナダ法の解釈も国際慣習法の発展とともに変更・拡大されていくことを意味する⁽³⁸⁾。また、刑法典ではなくカナダ法によって訴追を可能としていることから、コア・クライムの定義が、国際社会のコンセンサスとともに変わっていくことを想定していると考えられる。したがって、国内裁判所もアドホックな国際法廷やICCの先例を柔軟に取り込んでいくことが期待されている⁽³⁹⁾。

[イギリス]

イギリスでは、1949年のジュネーヴ四条約⁽⁴⁰⁾とその追加議定書⁽⁴¹⁾に規定されている重大な違反行為及びジェノサイドは、既に国内で訴追可能であった⁽⁴²⁾。また、第二次世界大戦中にドイツ占領下にあった地域で行われた戦争犯罪については、「1991年戦争犯罪法 (War Crimes Act 1991)」によって訴追が可能である。しかし、これらの諸法ではコア・クライムを全て訴追することはできない。また一方で、ピノチェト (Pinchet) 事件は、国際慣習法を直接適用して国際犯罪を訴追することは不可能であることを示した⁽⁴³⁾。そこでイギリス法は、その第5章において、コア・クライムを国内法上の犯罪として組み入れたのである。第50条は、ジェ

⁽³⁸⁾ Schabas, *op. cit.*, p.340; John McManus, "The Implementation of Human Rights and Humanitarian Law into Canadian Domestic Law The Rome Statute: A Case Study", 3rd Annual Conference hosted by the Crimes Against Humanity and War Crimes Section of Canada's Department of Justice, Ottawa, April 22/23 2002, pp.29-32.

⁽³⁹⁾ *ibid.*

⁽⁴⁰⁾ 「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約」(第一条約), 「海上に有る軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約」(第二条約), 「捕虜の待遇に関する条約」(第三条約), 「戦時における文民の保護に関する条約」(第四条約)。これらの条約は、戦争犠牲者保護のための国際条約作成のための外交会議において1949年に採択された。

⁽⁴¹⁾ 「国際武力紛争における犠牲者の保護に関する1949年8月12日ジュネーヴ条約に対する追加議定書」(第一議定書), 「非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する1949年8月12日ジュネーヴ条約に対する追加議定書」(第二議定書)。これらの議定書は、国際人道法の再確認と発展のための外交会議において1977年に採択された。

⁽⁴²⁾ ジェノサイドについては「1969年のジェノサイド法 (Genocide Act 1969)」、ジュネーヴ諸条約の規定の重大な違反行為については「1957年のジュネーヴ諸条約法 (the Geneva Conventions Act 1957)」で訴追可能となっていた。ジュネーヴ諸条約法は1995年に改正され (Geneva Conventions (Amendment) Act 1995)、追加議定書の重大な違反行為も犯罪化された。

ノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪を、ローマ規程に言及しながら定義している。人道に対する罪は、イギリス国内法上ここで初めて定義づけられた。イギリス法はまた、国際法が未成熟であることをふまえ、イギリスがコア・クライム訴追において国際実行とともにあるためにも、犯罪の解釈適用にあたり国内裁判所は、ローマ規程第9条に基づいて採択された犯罪構成要件⁽⁴⁴⁾、関連するICCの判例や決定、国際刑事法学を考慮すべきとしている⁽⁴⁵⁾。

[ドイツ]

ドイツでは、人道に対する罪は現行刑法では犯罪構成要件とされていない。また、戦争犯罪も部分的にしか犯罪構成要件とされていない⁽⁴⁶⁾。ドイツでもローマ規程に列挙されたコア・クライムは、既に慣習法上の犯罪であると考えられており、国際刑法典では、既に国際慣習法上犯罪とされているものをドイツ国内法上も犯罪とすることが目指された。ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪のいずれも国際刑法典に規定されたが、ローマ規程の条文をそのまま取り込むのではなく、罪刑法定主義を規定するドイツ基本法第103条第2項の要件に即して次のように再構成されている⁽⁴⁷⁾。

ジェノサイドは、ジェノサイド条約実施のために1950年代より刑法第220a条で犯罪とされていたが、刑法典を改正した国際刑法典制定法第2章で、同条項を初めとする関連条項を削除し、国際刑法典第6条に規定し直した⁽⁴⁸⁾。ジェノサイドの定義は、ジェノサイド条約の定義をそのまま採り入れたローマ規程とほぼ同様の表現となっている。唯一の相違点は、単独の人物のみを対象とした行為であっても、ジェノサイドの意図をもって行う限り、ジェノサイド罪を構成することを明確にしたことである⁽⁴⁹⁾。

人道に対する罪は第7条に規定されている。各条項のうち、あるものはローマ規程よりも狭く、あるものは広く解釈されている。例えば、ある迫害行為が人道に対する罪を構成するために、ローマ規程第7条第1項(h)は他の非人道的行為または犯罪との関連性を要求するが、国際刑法典は不要としている。

戦争犯罪は第8条から第12条に規定されているが、ローマ規程とは構成が変えられている。まず国際刑法典は、ローマ規程第8条第1項に規定される敷居条項を含まない⁽⁵⁰⁾。また、国際武力紛争と非国際武力紛争の区別をしていない。さらに人命(第8条)、財産その他の権利

(43) チリ軍政時代のジェノサイド等の人権抑圧を理由に、療養先のイギリスで逮捕されたピノチェト元チリ大統領の免責特権の有無について争われた事件である。英国貴族院は、人権抑圧行為は国家元首の行為に含まれず、免責特権は適用されないと判断した。Rosanne van Alebeek, "The Pinochet Case: International human Rights Law on Trial", *The British Yearbook of International Law*, 71(2000), pp.43-45.

(44) International Criminal Court Act 2001 s.50(2).

(45) *ibid.*, s.50(5).

(46) 戸田典子「ドイツ 国際刑事裁判所のための国内法整備」『外国の立法』No.215, 2003.2, p.121.

(47) Steffen Wirth, "International Criminal Law in Germany Case Law and Legislation", 3rd Annual Conference hosted by the Crimes Against Humanity and War Crimes Section of Canada's Department of Justice, Ottawa, April 22/23 2002, pp.6-7.

(48) 戸田, 前掲論文, p.121.

(49) Elisabeth Handl, "Introductory Note to the German Act to Introduce the Code of Crimes Against International Law." *International Legal Materials*, 42(2003), p.995.

(50) Wirth, *op. cit.*, p.11. ローマ規程第8条第1項は、戦争犯罪が「特に計画もしくは政策の一部として行われた場合または大規模な当該犯罪の一部として行われた場合」にICCは管轄権を有するとし、「特に」組織的または大規模に行われるものという敷居条項を設けた。

(第9条)、人道的活動・標章(第10条)のように保護対象ごとに犯罪行為を区別し、戦争手段についても戦闘方法(第11条)、戦闘手段(第12条)に分けて規定している。第8条第1項は、国際武力紛争と非国際武力紛争の区別なく殺人、人質などジュネーブ諸条約の重大な違反行為、性的暴力、こどもの徴兵、個人の尊厳に対する侵害など戦争の法規及び慣例違反行為を挙げている。第9条は、必要以上の敵の財産の略奪や破壊、敵対する勢力の国民の権利の消滅、停止、裁判での不受理の宣言を禁じている。第10条は、人道的支援または国連憲章に基づく平和維持任務に関与している要員、施設等への故意の攻撃またはジュネーブ諸条約の識別可能な標章を用いる要員、施設等への故意の攻撃、及び国際連合旗等の標章の不正使用を禁じている。第11条は、敵対行為に参加していない文民への攻撃、民用物や軍事目標でない都市、建物などへの攻撃、また軍事上の全般的な利益との関係において明らかに過剰な攻撃などを禁じた。第12条は、生物化学兵器や人体を貫通しないような兵器の使用を禁じている。

[オランダ]

オランダでは、コア・クライムを国内で訴追するために国際犯罪法が制定された。これまでもオランダでは、刑法や個別の法律でコア・クライムの多くは訴追可能であった。「1952年の戦時刑法(Wet oorlogsstrafrecht)」第8条は、戦争に関する法規及び慣例違反行為をオランダ国内法上も処罰できると規定している。同法の「戦争」は、国際武力紛争、非国際武力紛争を問わない⁽⁵¹⁾。また、「ジェノサイド条約実施法(Uitvoeringswet genocideverdrag)」は、ジェノサイドを処罰可能にしていた。ただし、人道に対する罪を規定する国内法は特に存在していなかった。人道に対する罪に該当する行為は一般

的に犯罪と考えられる以上、オランダ国内で行われれば既存法で訴追は可能であったが、国外実行については訴追することはできなかった。国際犯罪法は、このような犯罪訴追の不均衡性を埋め、コア・クライムをひとつの法律に統合するために制定された。

国際犯罪法第3条に置かれたジェノサイド罪の定義には、ジェノサイド条約の定義が逐語的に用いられた。第4条の人道に対する罪の定義も、ローマ規程第7条の定義が逐語的に用いられた。第5条から第7条は戦争犯罪について規定する。国際犯罪法は、現時点での国際人道法のありかたを考慮して、国際武力紛争と非国際武力紛争を分けて規定している。第5条は、国際武力紛争における戦争犯罪を処罰可能とした。第1項は、ジュネーブ諸条約の重大違反行為を挙げたローマ規程第8条第2項(a)を逐語的に用いている。第2項は、ジュネーブ条約第一追加議定書の重大違反行為を禁じている。第3項及び第5項は、ローマ規程第8条第2項(b)に列挙されている国際武力紛争に関する法規及び慣例違反行為を禁じた。これらの行為は、課される刑の重さによって、第3項と第5項に分けられている。第4項は、武力紛争における文化財保護条約の保護下にある文化財を攻撃、破壊、略奪する行為を禁じている。第6条は、非国際的武力紛争下の戦争犯罪を処罰可能とした。第1項は、ジュネーブ諸条約共通第3条違反行為を禁じ、第2項及び第3項は、ローマ規程第8条第2項(e)に列挙されている非国際武力紛争に関する法規及び慣例違反行為を禁じた。第5条と同様に、刑の重さによって第2項と第3項は分けられている。さらに第7条は、第5条―第6条で挙げられなかった戦争に関する法規及び慣例違反行為を処罰可能とした。なお、オランダは拷問禁止条約批准に伴う条約実施法にお

(51) Marleen de Roos-Schoenmakers, "Dutch legislations on war crimes and crimes against humanity—a historical survey", 3rd Annual Conference hosted by the Crimes Against Humanity and War Crimes Section of Canada's Department of Justice, Ottawa, April 22/23 2002, pp.2-3.

いて、拷問を国内法でも処罰可能としており、国際犯罪法も第8条において同様に規定している。

[スイス]

スイスは、コア・クライムをスイス協力法に採り入れることによって国内犯罪とするのではなく、個々の犯罪について個別に規定を設けている。まず、ジェノサイド罪であるが、2000年9月7日にジェノサイド条約を批准するのに伴い、同年12月15日ジェノサイドとその準備行為をスイス国内でも犯罪とする新法を制定した⁽⁵²⁾。同法はジェノサイド罪に時効を認めない。戦争犯罪については、スイス軍刑法⁽⁵³⁾第2章第6節が、国際人道法違反の行為を犯罪として列挙している。その中で第109条は総括的な条項であり、敵対行為の規制、戦時における人命または財産の保護に関する国際合意、その他戦争法規及び慣例に違反する行為が犯罪行為となることを規定している。この第109条は、現行条約だけでなく将来採択される条約もカバーすると考えられ、刑罰法定主義と競合する場合もあり得る⁽⁵⁴⁾。ジェノサイド罪の場合と同様に、戦争犯罪にも時効は認められない。人道に対する罪に関しては、刑法も軍刑法も特に規定を置いていないため、現在国内立法準備が進められている。もちろんローマ規程で人道に対する罪として列挙された行為自体は、現行法で処罰可能ではある。ただし殺人、暴行等の通常の犯罪として訴追することになるため、文民たる住民に対する広範なまたは組織的な行為という人道に対する罪の重大性の基準要件を欠く。さらに現行法で訴追する場合は時効の適用が認められて

しまう。またスイス裁判所は、スイス国外でスイスに関係を持たない者が人道に対する罪を行った場合に管轄権を行使することはできない⁽⁵⁵⁾。

(2) 管轄権

これまで、国際法上の犯罪に対しては、一般には国内裁判所の手を通して処理するという慣習法上または条約法上の処罰体制が構築されてきた⁽⁵⁶⁾。したがって外交会議でも、ローマ規程対象犯罪が発生した場合に、ICCと国内裁判所の関係はどのようにとらえられるか、という管轄権の問題は最大の焦点となった⁽⁵⁷⁾。最終的に、ICCと国内裁判所の関係は「補完性の原則 (principle of complementarity)」を採用することでバランスがとられている。

[カナダ]

カナダ法では、対象犯罪がより簡潔に規定され、国内裁判所でコア・クライムを訴追できるように整備された。補完性の原則実施のためである。またカナダは、限定的ではあるが管轄権について普遍主義的アプローチをとっており、次の場合にカナダが管轄権を有するとされている。第一が、犯罪がカナダ国内で実行されたと疑われる場合である (属地主義)。第二が、被疑者が、カナダ国民、民間または軍関係の被雇用者、カナダと武力紛争中の国家の国民または被雇用者のいずれかである場合である (積極的属人主義)。第三が、被害者がカナダ国民または武力紛争時にカナダと同盟関係にある国家の国民である場合である (消極的属人主義)。

以上の原則は、カナダ刑法典が1980年代からとってきた立場であり、特に前二者は国際法上

⁽⁵²⁾ Sager, *op. cit.*, p.1.

⁽⁵³⁾ Code pénal militaire du 13 juin 1927 (CPM) (RS321.0).

⁽⁵⁴⁾ Sager, *op. cit.* p.2

⁽⁵⁵⁾ *ibid.*

⁽⁵⁶⁾ 岡田泉「国際刑事裁判所の管轄権」『国際法外交雑誌』第98巻5号, 1999. 12, p.65

⁽⁵⁷⁾ Philippe Kirsch and John T. Holmes, "The Rome Conference on an International Criminal Court : The Negotiating Process", *American Journal of International Law* 93(1) (Jan.1999), pp.2-12 .

も一般的に受入れられている⁽⁵⁸⁾。さらにこれらに加えカナダ法は、犯罪の実行後に被疑者がカナダ国内に所在していれば管轄権を行使できると規定した⁽⁵⁹⁾。この時、犯罪の実行地や被疑者の国籍は問われない。カナダと被疑者に刑事上の法的関連性がなくとも、被疑者がカナダに庇護を求めたり、他国の訴追を逃れるために入国を求めてきた場合に、カナダはその者を処罰することができるのである。

[イギリス]

イギリス刑法も、原則として属地主義及び積極的属人主義をとる。しかし、1957年のジュネーヴ諸条約法第1条第1項は、ジュネーヴ条約の重大な違反行為に対しては、行為者の国籍や実行地を問わずイギリス裁判所が管轄権を有するとした。これは普遍的管轄権を規定しているように見えるが、1957年以前の犯罪には適用されず、国際武力紛争時に行われた犯罪にのみ適用されるという限界があった⁽⁶⁰⁾。1969年のジェノサイド法も、英国内で行われたジェノサイド行為を訴追できると規定したのみであった。戦争犯罪の訴追に関する重要な立法は、1991年戦争犯罪法である。同法は、第二次世界大戦後にイギリスに入国したナチスの戦争犯罪者の訴追を目的として制定された。大戦中にイギリス国外で行われた戦争犯罪で、その行為者が当時イギリス国籍を有していなくても、現在イギリスに所在していればイギリス裁判所は訴追することができる⁽⁶¹⁾。そして、ローマ規程実施のた

めに制定されたイギリス法第51条第1項は、ジェノサイドなどのコア・クライム全てをイギリス国内で訴追可能な犯罪とした。ただし、イギリス法は遡及力を有さないため、2001年9月1日の施行以前に行われた犯罪には適用されない。第51条第2項(a)は、犯罪がイギリス国内で行われた場合にイギリス裁判所が管轄権を有すると規定する。さらに第51条第2項(b)は、犯罪の行為地が国外であっても行為者がイギリス国籍を有する場合、居住民⁽⁶²⁾である場合、イギリス軍事管轄権に属する場合にイギリス裁判所は管轄権を有するとした。これらに加え、第68条第1項はイギリスの管轄権をさらに拡張した。犯罪がイギリス国外で、行為時にイギリスに上記のような関連性を持たない者によって行われても、後に行行為者がイギリス居住民となった場合、イギリス裁判所は管轄権を有する。

[ドイツ]

ドイツは、国際刑法典で管轄権を規定している。第1条は、重大な犯罪行為⁽⁶³⁾が国外で行われ、また何らドイツとの関連性がなくても、ドイツは管轄権を行使できるとする。つまり被疑者や被害者がドイツ国籍を持つなど、犯罪とドイツの法的な関連性を要求しないことを明らかにしているのである。ドイツ刑法第6条は、諸国共通利益を害する犯罪に対して普遍主義(または世界主義)を採用している。また1999年には、外国人によって外国人に対して外国で実行されたジェノサイド罪について、ドイツ刑法

⁽⁵⁸⁾ McManus, *op. cit.*, pp.23-27. ; Robert Cryer, "Implementation of the International Criminal Court Statute in England and Wales", *International and Comparative Law Quarterly*, 51(3)(Jul.2002), p.742.

⁽⁵⁹⁾ カナダ法 s.8(b).

⁽⁶⁰⁾ David Saville, "UK Presentation to Third Crimes Against Humanity and War Crimes Conference- Ottawa-April 2002", 3rd Annual Conference hosted by the Crimes Against Humanity and War Crimes Section of Canada's Department of Justice, Ottawa, April 22/23 2002, p.1

⁽⁶¹⁾ 戦争犯罪法 §1(1)は、1939年9月1日から1945年6月5日までにドイツあるいはその占領地で行われた戦争法違反となる故殺または謀殺行為に対して、イギリス裁判所が管轄権を有するとした。

⁽⁶²⁾ 居住民 (a United Kingdom resident) とは、第67条第2項でイギリスに居住する者と規定されているだけで明確に定義されているとはいえない。しかし、永住者または難民や庇護申請者のような長期滞在者が想定されていると考えられる。

の適用を肯定した連邦最高裁判所の判決が下された⁽⁶⁴⁾。ドイツはかねてより、コア・クライムは国際社会全体の関心事であるから普遍的管轄権に服すべきであると主張してきた。上記判決も、国際法上の犯罪に対する第三国の訴追・処罰は内政不干渉の原則に違反しないとしている。国際刑法典制定法第3章では、管轄権行使のために刑事訴訟法が改正された。ドイツの刑事訴訟法 (Strafprozeßordnung; StPO) は起訴法定主義をとっており、訴追しうる犯罪が発生した場合、検察官には公訴を提起する義務が生じる⁽⁶⁵⁾。改正刑訴法第153f条は、この訴追義務の例外規定の1つとして挿入された。まず、被疑者が国内に所在していない、あるいは所在していないことが予期される場合には、検察は訴追を行わなくてもよい。次に、ドイツの管轄権行使が犯罪の普遍性にのみ基づいており、犯罪行為者が国際裁判所、行為地国、被害者または行為者国籍国のいずれかで既に訴追されている場合にも、検察は特に訴追を行わなくてもよい。この条項は、ドイツが国内裁判所の管轄権にも補完性の原則を採り入れたことを示している。ドイツでは、普遍主義に基づく第三国の管轄権行使は付随的なものと考えられている。したがってローマ規程第17条の解釈と同様に、訴追事由をより強く有している国家が第一次的に訴追を行い、当該国家が訴追意思または能力を欠く場合に限り、第三国が管轄権を行使すべ

きであるとしている⁽⁶⁶⁾。

[オランダ]

オランダの国際犯罪法は、第2条第1項(b)で消極的属人主義を、第2条第1項(c)で積極的属人主義を採用した。さらに、第2条第1項(a)は、オランダ国外で犯罪を行った被疑者が国内に所在している場合、オランダは管轄権を行使できるとした。カナダやイギリスと同様に、被疑者がオランダ国籍等のオランダとの法的関連性を有している必要はない。この規定は、被疑者が逮捕時にオランダに所在していれば管轄権を行使できるとした2001年9月18日のオランダ最高裁判所の判決を受けている⁽⁶⁷⁾。また、被疑者が国内に所在していない場合の訴追の困難性や他国との管轄権競合の防止も考慮されている⁽⁶⁸⁾。また、被疑者が国内に居ると考えられる十分な理由があれば捜査を開始することができるし、逮捕後に被疑者がオランダを出国したとしても当局は管轄権を行使し続けることができる。ただし捜査が開始されても、逮捕前に被疑者が出国してしまった場合は、もはや管轄権を行使し続けることはできない⁽⁶⁹⁾。

(3) 引 渡

ICCが条約によって設立された国際機関に過ぎず、主権国家を超越する機関ではない以上、有効に裁判手続を行うためには主権国家の協力を得ることが基本となる。ローマ規程第86条は、

⁽⁶³⁾ 国際刑法典は、§6-§12で重大犯罪を規定している。

⁽⁶⁴⁾ フィリップ・オステン「国際刑事裁判所規程と国内立法 ドイツ「国際刑法典」草案を素材として」『ジュリスト』No.1207, 2001.9, pp.127-128.

⁽⁶⁵⁾ Handl, *op. cit.*, p.996, StPO §152(2).

⁽⁶⁶⁾ Wirth, *op. cit.*, p.9, Handl, *op. cit.*, p.996.

⁽⁶⁷⁾ Roos-Schoenmakers, *op. cit.*, p.8.

⁽⁶⁸⁾ Council of Europe, *The implications for Council of Europe Member States of the Ratification of the Rome Statute of the International Criminal Court: Netherlands, Introduction to the Act of 19 June 2003 containing rules concerning serious violations of international humanitarian law (International Crimes Act)*. 3 September 2003. <[http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC\(2003\)04Eadd.pdf](http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC(2003)04Eadd.pdf)>

⁽⁶⁹⁾ Roos-Schoenmakers, *op. cit.*, p.8.

締約国に対し ICC への協力を一般的に義務付け、第89条は、ICC は締約国・非締約国のいずれにも被疑者の逮捕・引渡を要請することができるが、締約国は要請に応ずる義務を負うと規定している。ただし、具体的な引渡手続の内容は、ICC の特性を考慮して定められる各国の国内法制に委ねられている。

一般国際法上、国家には他国への犯罪人引渡の義務は課せられておらず⁽⁷⁰⁾、国家間の引渡 (extradition) は、犯罪人引渡条約や相互主義が保たれることを条件とした国内法に従って行われる。一般的にこの種の条約や国内法は、相手国から引渡が要請された場合の当事国間の引渡義務を規定し、同時に一定の範囲で引渡を拒否することを認める。国家間の引渡においては、自国民は引き渡さないのが普通である (自国民不引渡の原則)。また請求国・被請求国双方の刑法において犯罪とされている行為を行った者に限って対象となるのが通例である (双方可罰の原則; double criminality)。しかし、ICC への引渡 (surrender) は、被疑者を国際機関に引き渡すことであり、一国家である要請国に引き渡すという一般的な犯罪人引渡とはそもそも区別され (ローマ規程第102条)、上記のような引渡拒否事由が認められない。国家間の引渡が主権国家の平等と相互主義に基づき、協力の可否の最終的判断が被請求国に委ねられている⁽⁷¹⁾ のに対して、裁判所への引渡は、多国間の合意を得て設立された機関の要請に基づくためである⁽⁷²⁾。

[カナダ]

カナダでは、国際裁判所への引渡手続の実施のために既存の「引渡法⁽⁷³⁾」の改正を行ってきた。国家間の引渡が、生命、自由及び身体の安全の権利などを保障した憲法の規定⁽⁷⁴⁾ に違反しないことは、最高裁判所によって既に認められており、その範囲内でより迅速で合理的な、ICCへの引渡手続を新たに設定することは、憲法上も問題ない⁽⁷⁵⁾。既に1999年に、旧ユーゴ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for former Yugoslavia; 以下「ICTY」とする。) とルワンダ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for Rwanda; 以下「ICTR」とする。) への引渡を可能とするために引渡法を改正している。まず、引渡法第2条で引渡先に ICC が追加された。また、ICCへの引渡では、引渡要請の対象者が、法令またはコモン・ローで認められている免責事由を主張することは許されない⁽⁷⁶⁾。これは、免責事由の主張によって、ICC への引渡が妨げられることを防ぐためである。通常の状態での引渡では認められる引渡拒否事由も、ICC への引渡では認められない⁽⁷⁷⁾。

ICC の要請によって逮捕が行われると、裁判官は拘禁命令を発する。ただし、その者の拘禁が、刑法第522条第2項の下で正当化されないことを証明するか、または容疑の犯罪の重大性を考慮した上で、釈放を認める緊急かつ例外的な状況が見られ、かつ被疑者の再出頭が確保される場合には、裁判官は拘禁命令を発しなくてもよい⁽⁷⁸⁾。この保釈決定は、法務長官 (Attorney General) の要求に基づいた ICC 予審裁

(70) 杉原高嶺他編『現代国際法講義〔第3版〕』有斐閣, 2003, pp.217-218.

(71) 古谷修一「旧ユーゴ国際刑事裁判所に対する協力義務の性格—国内実施立法の検討を中心に」『早稲田法学』第74巻3号, 1999.3, p.202.

(72) Oosterveld, *op. cit.*, p.771.

(73) Extradition Act (1999, c.18).

(74) The Constitution Act, 1982, Part I Canadian Charter of Rights and Freedoms §7,11,12.

(75) Oosterveld, *op. cit.*, p.775.

(76) Extradition Act, s.6.1.

(77) *ibid.*, s.47.1.

判部の意見を受け取るまでは保留される⁽⁷⁹⁾。ICCの意見は十分に考慮されなければならない⁽⁸⁰⁾。これらの手続は、逮捕手続及び保釈について定めたローマ規程第59条に基づいている。[イギリス]

イギリスのICCへの逮捕・引渡手続は、イギリス法第2章に規定されている。この手続は、ICTYやICTRへの引渡手続のモデルともなったイギリスとアイルランド間の迅速な引渡手続を基に制定された⁽⁸¹⁾。まず、司法長官が規程対象犯罪の被疑者の逮捕・引渡要請令状をICCから受け取ると、その令状と添付資料は担当の司法職員に送付される⁽⁸²⁾。司法職員が、令状がICCによって発行されたものであることを確認し次第、要請内容が実行される⁽⁸³⁾。以後、逮捕手続は国内法に従う⁽⁸⁴⁾。逮捕された被疑者は速やかに権限ある裁判所に連行される。裁判所は、令状の発行者がICCであること、令状が適正に執行されたこと、及び連行された被疑者が間違いなく令状が要請する人物であることを確認した上でICCへの引渡命令を発する⁽⁸⁵⁾。この際、裁判所は令状及び被疑者訴追の正当性を確認する必要はない⁽⁸⁶⁾。これはローマ規程第58条第1項に基づく。同条項は、予審裁判部は、検察官が提示した証拠その他の資料を検討した上で、被疑者が規程対象犯罪を行ったと信ずるに足る合理的な根拠があり、さらに

その者の逮捕が必要であると思われる場合に、逮捕・引渡要請令状を発行すると規定している。イギリス法は、この手続を経ている以上国内裁判所が実質的な審査を繰り返す必要はないとしたのである⁽⁸⁷⁾。

保釈について、イギリスはカナダやスイスと同様の規定を持つ。イギリス裁判所はICCと協議し、ICCの勧告を十分に考慮した上でなければ保釈を行うことはできない⁽⁸⁸⁾。保釈の決定にあたり裁判所は、犯罪の重大性を考慮しつつ、保釈を正当化する緊急かつ例外的な事由を確認し、被疑者拘禁の手段を担保しておかなければならない⁽⁸⁹⁾。

また、ローマ規程第91条第2項(c)は、ICCは逮捕・引渡要請にあたり、被要請国がその手続を実施するために必要な要件を満たす資料を添付しなければならないと規定する。ただしその要件は、被要請国と他国の間で適用されるものより過重なものであってはならず、ICCの特性からむしろ軽度なものでなければならない。イギリス法は、ICCへの信頼のもと、ICCに証拠資料の提出などを求めている。ICCへの引渡にあたり、イギリス法は被疑者にその同意を求める。この同意は本人または状況に応じて適当な代理人によって書面で行われる⁽⁹⁰⁾。また、被疑者は引渡命令発行15日以内であれば、その正当性の再検討を要求する権利を有してい

78) *ibid.*, s.18(1)(a).

79) *ibid.*, s.18(1.1).

80) *ibid.*, s.18(1.2).

81) Council of Europe, *Progress Report by the United Kingdom. op. cit.*, p.3.

82) International Criminal Court Act 2001, s. 2(1).

83) *ibid.*, s.2(3).

84) *ibid.*, s.14.

85) *ibid.*, s.5(2).

86) *ibid.*, s.5(5).

87) Cryer, *op. cit.*, p.736.

88) International Criminal Court Act 2001, s.18(1).

89) *ibid.*, s.18(3).

90) *ibid.*, s.7.

ることも知らされる⁽⁹¹⁾。

イギリス法第23条第1項は、カナダ法と同様に、外交特権等の免責事由がICCへの逮捕・引渡手続を妨げることはないとする。締約国は、ICCの設立に合意している以上、国際犯罪の訴追に対するいかなる免除も主張することはできない。一方、非締約国に関係する者が免責事由を主張する場合は、ICCは逮捕・引渡の手続を進めることができない。非締約国は、ローマ規程が公的資格に関わらず全ての者に平等に適用されたとしたローマ規程第27条の適用を受けないためである⁽⁹²⁾。伝統的に引渡の妨げとなってきた双方可罰性要求や政治犯不引渡原則もICCへの引渡には適用されない。イギリス法第72条は、「1989年引渡法(Extradition Act 1989)」第2条を改正することで、ICCへの引渡手続においては双方可罰性を不要とした。第73条は、引渡法第23条を改正することで、ICCへの引渡手続における政治犯不引渡の原則を削除した。

[ドイツ]

ドイツは、ICCへの犯罪人引渡を可能とするために基本法の改正を行った。基本法第16条第2項は、ドイツ国民の外国への引渡を禁じていたが、改正により、現行の条文に続き「欧州連合加盟国または国際法廷への引渡については、法治国家としての原則が守られている限り、別に法律で定めることができる」という第2文が加えられた⁽⁹³⁾。この改正にあたり識者の多くは、ICCは公平な裁判を行う最高権威の国際司法機関であり、ICCへの引渡は国家間の引渡とは根本的に異なるとして、憲法の改正は不

要と主張していた。それにも関わらずドイツが改正に踏み切ったのは、近年、欧州連合加盟国間の自国民引渡が原則的に容認される方向へと変化してきたためである⁽⁹⁴⁾。

ドイツでは逮捕令状及び引渡命令は裁判所によって発布される⁽⁹⁵⁾。ICCへの逮捕・引渡の際には、裁判所は、逮捕引渡の要請がICCによるものであること及びその人物が間違いなく要請された人物であることのみを審査する⁽⁹⁶⁾。ただし、被疑者は逮捕令状の正当性の検証をICC予審裁判部に求めることができる。

また免責事由については、ドイツ基本法を適宜解釈することで対応する。ドイツ基本法第24条第1項は、法律に基づいて主権を国際機関に移譲することができるとしている。免責事由が争われる時は、この条項に基づき、ドイツが国際義務を履行するように解釈されるべきである。特に議員特権についてはドイツ協力法第70条で、引渡手続の妨げにならないよう権限ある機関が必要な手段をとると規定された。

[オランダ]

オランダでも、ICCへの引渡手続はICTY及びICTRへの引渡手続に従って規定された。ICCへの引渡には既存の「オランダ引渡法(Uitleveringswet)」は適用されない⁽⁹⁷⁾。ICCへの引渡の特性から、通常の状態間の引渡では主張可能な拒否事由である双方可罰性の要求なども認められない。しかし、ICCの引渡要請が他国と競合した時は、ローマ規程第90条に従って法務大臣が判断するなど、オランダ側にも法的決定をする権限は残されている。ただし、いずれの場合にも事前にICCと協議しなければ

⁽⁹¹⁾ *ibid.*, s.11(1)(b), s.12.

⁽⁹²⁾ *Explanatory notes International Criminal Court Act 2001*, para. 46-47.

⁽⁹³⁾ 渡辺齊志「最近のドイツ連邦共和国基本法の改正について」『外国の立法』209号, 2001.6, p.43.

⁽⁹⁴⁾ 同上.

⁽⁹⁵⁾ ドイツ基本法 § 104(2). これをふまえ、ドイツ協力法第6条は、引渡は原則として裁判所が決定した場合に限ると規定した。

⁽⁹⁶⁾ Wirth, *op. cit.*, p.14.

⁽⁹⁷⁾ *Uitvoeringswet Internationaal Strafhof*, Art.11(2).

ならない。オランダ実施法第7条は、ICCへの協力または執行にあたり障害がある場合は、速やかにICCと協議することを義務づけている。

オランダ実施法は、ICCがローマ規程対象犯罪の訴追と禁固刑執行のために引渡、仮逮捕及び逮捕を要請することができるとした⁽⁹⁸⁾。引渡が要請されると、オランダ地方裁判所は要請された人物の身元を検証し、引渡が可能か否か判断する⁽⁹⁹⁾。この時、その人物が同一犯罪についてオランダ国内で訴追可能かどうかは考慮の対象とはならない。裁判所が検証するのは、引渡要請が「欧州人権条約」または「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約B規約）」に反していないかという点である⁽¹⁰⁰⁾。保釈は、ローマ規程第59条に基づき、被疑者の逮捕後に緊急かつ例外的な事情がある場合にのみ認められる。捜査判事は、自身の判断または検察官、被疑者あるいはその弁護人の要求に基づいて、被疑者の逃亡が防止可能であるという条件のもとに拘禁を終了、中断あるいは延期することができる⁽¹⁰¹⁾。第12条第1項は、特定主義（請求国は引渡請求の犯罪以外で処罰できない）について定める。国家間の引渡において伝統的に認められてきたこの原則は、ICCへの引渡時にも認められる。さらに同条第2項は、オランダが引渡した人物がICCからさらに第三国へ引き渡される場合には、法務大臣による事前の同意が必要であるとした。

[スイス]

スイスでは、ICTYとICTRへの被疑者引渡手続権限は、連邦司法庁の下に集権化されている。スイス協力法第3条は、連邦司法庁の管轄下に、ICCへの被疑者の引渡などを主な責務とする中央当局（Service central）⁽¹⁰²⁾を設置した。第5条は、カントンまたは連邦当局は、ICCに協力するための中央当局の命令を、簡便な手続で迅速に実行しなければならないとする。ICCの要請を実施するために中央当局からの命令に従ってとられる行為は、裁判所で争うことはできない⁽¹⁰³⁾。スイス協力法は、被疑者が犯したとされる犯罪行為の法的評価をスイスが行うに足る詳細な関連事実とローマ規程及び証拠手続規則の適用条項の添付をICCの逮捕・引渡要請要件としている⁽¹⁰⁴⁾。第18条は、仮逮捕について規定する。ローマ規程第92条に基づく仮逮捕要請を中央当局が受けると、捜査が開始され、必要であれば被疑者は逮捕される⁽¹⁰⁵⁾。逮捕は直ちに中央当局に報告され、当局は速やかにICCに引渡要請の有無を確認する⁽¹⁰⁶⁾。第20条は引渡までの被疑者の拘禁について規定する。原則として、被疑者はICCに引渡されるまで拘禁されることになる。被疑者はいつでも保釈を請求することができるが、保釈決定を行うにあたり、中央当局はICCの意見を十分に考慮しなければならない。

スイス協力法第16条は、引渡に関する原則を定める。同条第1項は、ローマ規程第89条第1項に基づき、ICCの引渡要請にスイスが無条件に従うことを規定する。ただしICCが管轄

⁽⁹⁸⁾ *ibid.*, Art. 11(1), 13, 18.

⁽⁹⁹⁾ *ibid.*, Art.24(1).

⁽¹⁰⁰⁾ Roos-Schoenmakers, *op. cit.*, p.5.

⁽¹⁰¹⁾ Uitvoeringswet Internationaal Strafhof, Art.20.

⁽¹⁰²⁾ 実際に国際犯罪に関する司法共助を担当しているのは、国際司法協力局国際協定課（Division de l'entraide judiciaire internationale Section Traités internationaux）である。

⁽¹⁰³⁾ Oosterveld, *op. cit.*, p.781.

⁽¹⁰⁴⁾ Loi fédérale du 22 juin 2001 sur la coopération avec la Cour pénale internationale, § 17(3).

⁽¹⁰⁵⁾ *ibid.*, § 18(2).

⁽¹⁰⁶⁾ *ibid.*, § 18(4).

権または事件の受理可能性を争っている時は、中央当局は引渡の実施を延期することができる⁽¹⁰⁷⁾。第16条第3項は、スイス国籍を有する者の引渡について規定する。スイス憲法第25条は、他国へのスイス国籍者の引渡は、その者の同意を得た時のみ認めている。このため、ローマ規程批准にあたり ICC への引渡を可能とするための憲法改正の必要性が議論されたが、連邦議会は、国家間の引渡とは異なるため、ICC への引渡において憲法第25条は適用されず、改正は不要と判断した⁽¹⁰⁸⁾。ただしスイス協力法第16条第3項は、スイス国籍者が ICC に引き渡される場合、手続完了時にはその者をスイスに帰国させるよう中央当局は要請しなければならないとした。他国がその国民の帰国を ICC の合意を通して申し入れるのに対し、スイスは中央当局の一方的な要請で帰国の要求を行う。しかし、ICC はこの要請を自由に拒否することができる⁽¹⁰⁹⁾。

(4) 捜査協力

ローマ規程は、ICC が各国の刑事裁判権を補完するものであることを強調する。したがって ICC は、管轄権を有する国が捜査・訴追を行う意思または能力を欠いている場合にのみ、その管轄権を行使することができる。即ち、ICC による訴追はいわば最後の砦なのであり、各国の捜査協力は不可欠である。ローマ規程第88条は、締約国に、ICC への協力を可能とする国内法を整備するよう義務づけている。ただし、協力のためにどのような手続をとるかは各国家に委ねている。

[カナダ]

カナダ法は、他国への捜査協力を定めている「刑事事件における相互共助法⁽¹¹⁰⁾」(以下「相互共助法」とする。)の改正を行うことによって、ICC への捜査協力を可能にした。したがって ICC への協力も、通常行われる他国への捜査協力とはほぼ同様に行われる。カナダは、国内法に新しい手続を導入するのではなく、現行の法律等に照らして、他国への捜査協力を ICC にも拡大することで ICC への協力を可能としたのである。

カナダでは捜査や差押には裁判所が発行した令状が必要である。司法大臣には、ICC に代わって令状申請手続を行う権限が与えられている。ICC からの援助要請を受け取り次第、司法大臣は適宜当局に令状申請の権限を与える。令状が発行されると、治安職員 (peace officer) が ICC 捜査員に代わって捜査を行う。また相互共助法は、要請があった場合にカナダ裁判所は正式な証人尋問手続を遂行し、ICC の証拠収集に協力することを規定している。その他に、ICC 捜査員に墓地の掘り起しを認めるといった特殊な協力も規定されている。

[イギリス]

イギリス法第3章は、引渡以外のその他の形態の協力について規定する。第27条は、ICC が捜査に着手し、他に捜査手続が行われていない場合、法務長官は ICC へ協力することができるとした。第3章の条項の多くは、他国との相互援助に関する現行法令を ICC にも適用できるよう拡大したものである。各条項は、ICC 捜査官への全面的援助を規定するが、捜査自体は伝統的に行われてきた現行の国内捜査手続にしたがって行われる⁽¹¹¹⁾。ただし被疑者の尋問

⁽¹⁰⁷⁾ *ibid.*, § 16(2).

⁽¹⁰⁸⁾ Jurg Lindenmann, "The Ratification and Implementation of the Rome Statute of the International Criminal Court in Switzerland", *Swiss Institute of Comparative Law*, 44(2)(2002), pp.505-507.

⁽¹⁰⁹⁾ Sager, *op. cit.*, p.5.

⁽¹¹⁰⁾ Mutual Legal Assistance in Criminal Matters Act (R.S., 1985, c.30 (4th Supp.)) (以下 MLA Act とする)

は、純粋な国内手続と ICC の要請による手続とは異なる。ローマ規程第55条第2項は、取調べの対象となった被疑者の権利保障について定めている⁽¹¹²⁾。これを受けてイギリス法第28条第2項は、ICC の取調べの対象となった被疑者は、ローマ規程第55条に規定される権利について告知され、かつ取調べの同意をした上でなければ尋問されないとした。また、ローマ規程は補完性の原則を有するが、イギリスは自らが進めていた捜査訴追の権利を放棄しても構わない。したがって既に国内で捜査されている被疑者でも、ICC に引き渡される可能性があるならば、捜査員はローマ規程第55条の権利も含め、被疑者の権利に十分に留意しなければならないのである⁽¹¹³⁾。

[ドイツ]

ドイツでも、ICC への協力を実施するための規定は、国家間の相互協力を様々な面で拡大したものとなっている。ドイツ協力法第5部は「その他の司法共助」と題し、引渡や ICC の決定執行以外の協力について規定する。第47条は、ICC に対し、ローマ規程に従って、その活動に必要なその他のあらゆる司法共助（証拠収集、捜査押収、証人尋問など）を行うと規定する。ただし要請された内容が国内法に違反していたり、

国家の安全に関わる情報の提出である場合等はドイツはその要請に従わなくてもよい。ドイツ協力法第58条は、国家安全情報と個人の権利を侵害するような情報の伝達について、刑事手続のために国内裁判所または検察庁に伝達を許される範囲内の情報であれば、ICC への伝達も認められるとしている⁽¹¹⁴⁾。いずれにしても、ドイツが ICC への協力に困難を感じる時は事態解決のために ICC と協議することになる⁽¹¹⁵⁾。
[オランダ]

オランダ実施法第45条第2項は、ICC からローマ規程第93条第1項(1)による協力要請があった場合、国内法の範囲内で、できる限り迅速に協力を行わなければならないと規定する。捜査における協力の範囲は明確に規定されているが、国家間の相互協力と同様のものとなっている。規定にない形態の協力が要請された場合でも、国内法に違反しない限りは一般協力条項に従って協力を行う⁽¹¹⁶⁾。協力できない唯一の形態は、証人の ICC への強制的な移送である。オランダは、裁判前の被疑者及び刑の執行のために他国へ移送される受刑者以外の個人を拘束する権限を ICC は有していないと解しているためである⁽¹¹⁷⁾。

[スイス]

(11) Oosterveld, *op. cit.*, p.745.

(12) ローマ規程第55条2項は、被疑者に以下(a)–(d)の権利を保障し、取調べに先立ってそれが告知されなければならないとしている。(a)取調べに先立ち、罪を犯したと信じるに足る合理的な根拠があることを告知される権利、(b)有罪・無罪の決定に考慮されることなく黙秘する権利、(c)弁護人を選任する権利、(d)取調べに弁護人の立ち会いを受ける権利。

(13) Cryer, *op. cit.*, p.735.

(14) Wirth, *op. cit.*, p.13.

(15) *ibid.*

(16) Council of Europe, *The Implications for Council of Europe Member States of the Ratification of the Rome Statute of the International Criminal Court: Netherlands, Introduction to the Kingdom Act of 20 June 2002 to implement the Statute of the International Criminal Court in relation to co-operation with and the provision of assistance to the International Criminal Court and the enforcement of its decisions (International Criminal Court Implementation Act)*. 3 September 2003. <[http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC\(2003\)03Eadd-1.pdf](http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC(2003)03Eadd-1.pdf)>

スイス協力法は、ICC に対する協力に関して詳細に定めている。同法第4章は、主に訴訟手続を取り扱っており、捜査協力に関する条項もここに含まれている。スイスでは、まず連邦司法庁が ICC からの援助要請を受け取り、それを実施する権限を中央当局に与える。中央当局は、要請された協力行為が ICC の管轄下にあるか否かを添付書類に基づいて判断する⁽¹¹⁸⁾。その上で要請に従うか否か、また従う場合にはどのような方法を採用するのかを決定し、担当機関に実施を命じる⁽¹¹⁹⁾。

また、スイス協力法第30条は、ICC 管轄下の犯罪の捜査・訴追のために、国内法で禁じられていないあらゆる協力を行うことを定めている。同条は、中央当局が協力すべき犯罪捜査の分野を列挙している。それらは証拠収集や人の尋問などであり、ローマ規程第93条を反映したものである。また、スイス協力法は、捜査を目的とした人の一時移送、証拠としての押収品・書類・資産の提出、国家安全のための協力要請拒否などに関する規定を有する。しかしこれらの細かい規定にも関わらず、スイス協力法は、ICC に対する援助は、ICC が指定した方法に従って実施されるとしている⁽¹²⁰⁾。イギリスやカナダにも同様の規定はあるが、両国はあくまでも国内法の範囲内で、ICC からの援助要請に従う。また、スイス協力法は、第34条で捜査や証拠収集の過程における個人の権利保障についても詳細に規定し、第35条で被疑者の権利も列挙されている。いずれもローマ規程第55条に基づくものである。

(5) 刑罰の執行

ICC は、30年を超えない範囲での有期禁錮刑と無期禁錮刑を科すことができる（ローマ規程第77条第1項）。また ICC は、罰金を科し、犯罪から直接または間接に生じた利益、財産、資産を没収することもできる（第77条第2項）。禁錮刑は、受刑者の受入を表明した国の名簿から ICC が指定した国において行われる（第103条第1項(a)）。また ICC が締約国に、罰金徴収や犯罪で生じた資産の没収を行うよう要請した場合、締約国は協力する義務を負う（第109条第1項）。第109条は、各締約国がこれらの刑を善意の第三者の権利を害することなく、また自国の手続に従って執行すべきだと規定する。この規定が、国内法の手続に従って ICC に協力することを定めた第88条と相互に関係しているのは明らかである⁽¹²¹⁾。締約国は、規程対象犯罪によって生じた利益の捜索、凍結、没収、罰金の徴収、また刑罰の執行によって得た財産や利益の裁判所への移送といった機能を国内法で規定している。

[カナダ]

カナダは、没収を目的とした資産の凍結・押収、罰金及び没収の執行義務を履行するために、相互共助法を改正した。相互共助法は、ローマ規程第93条第1項(k)に基づく ICC に対する捜査協力義務の履行規定⁽¹²²⁾と、ローマ規程第77条第2項に基づく ICC の命令執行規定⁽¹²³⁾の2条項を有する。法務大臣は、ICC から命令執行要請を受領すると、司法長官（Attorney General）に命令執行の手続をとる権限を与える⁽¹²⁴⁾。司法長官は、命令の名宛人が ICC の管

⁽¹¹⁷⁾ *ibid.*

⁽¹¹⁸⁾ Loi fédérale du 22 juin 2001 sur la coopération avec la Cour pénale internationale, § 29(1).

⁽¹¹⁹⁾ *ibid.*, § 3(2)(b)(c).

⁽¹²⁰⁾ *ibid.*, § 32, Oosterveld, *op. cit.*, pp.799-800.

⁽¹²¹⁾ Oosterveld, *op. cit.*, p.823.

⁽¹²²⁾ MLA Act, s.9.1.

⁽¹²³⁾ *ibid.*, s.9.2.

轄下の犯罪で有罪とされ、またその命令が終局的なものであることを確認した上で、執行裁判所に ICC 命令を提起する⁽¹²⁵⁾。ICC の没収命令は、刑法に定められた国内手続と同様に執行される⁽¹²⁶⁾。また、これらの罰金徴収及び没収を執行するにあたり、善意の第三者を害してはならない。相互共助法は、財産を正当な所有者に回復する国内裁判所の権限や、没収措置からの救済の主張に関する刑法の条項⁽¹²⁷⁾ の適用を認めている⁽¹²⁸⁾。

[イギリス]

イギリス法第 4 章は「刑及び命令の執行」と題され、ICC による刑の執行について規定する。第 42 条－第 48 条は禁錮刑に関する規定である。第 49 条は ICC による罰金及び没収命令や被害者への賠償命令の具体的な執行手続を法務長官が定める規則に委任している。法務長官は、この規則を策定する上で幅広い行動の自由を有する。「2001 年の罰金、没収、補償命令執行規則(Enforcement of Fines, Forfeiture and Reparation Order Regulations 2001)」によると、法務長官は ICC の命令を受け取ると、その命令を執行する者を任命し、さらにその者が国内裁判所に命令の登録を提起する。イギリスでもカナダと同様に、ICC 命令の有効性と終局性が要求される⁽¹²⁹⁾。イギリス法は、ICC への協力としての刑及び命令執行が国内裁判所のそれと同様のものとなるよう定めており、ICC の命令には国内裁判所のそれと同等の地位が与えられている⁽¹³⁰⁾。また、執行にあたり、その対象となっている財産に利害関係を有する者には抗議の機会が与えられ、善意の第三者の権利も保

全されている⁽¹³¹⁾。

[ドイツ]

ドイツ施行法第 4 部は、ICC の決定及び命令の執行について定めている。ドイツは、ICC によって科された刑罰を、ローマ規程及びドイツ施行法に従って執行する。また、ローマ規程第 77 条第 2 項(b)に定められた命令も執行される。

[オランダ]

オランダは、ICC 所在国(受入国)である。しかし ICC は独自の刑務所を有さず、公判や控訴・上告開始までの期間、被疑者を勾留するための施設があるだけである。したがってオランダも、オランダ実施法に基づいて、ICC による刑罰の執行に協力する必要がある。オランダ実施法第 4 章が刑罰の執行について規定している。第 55 条は、ICC によって終局的に決定された刑罰をオランダが執行することができる⁽¹³²⁾と規定する。第 4 章 3 節(第 66 条－第 71 条)は禁錮刑の執行について定める。オランダでは、禁錮刑は既存の手続にほぼ沿って執行される。その執行にあたりオランダが自らの決定のみにおいて減刑することはない。また、ローマ規程は、各国は禁錮刑を受けた者を受入れる意思を自由に表明できるとしている(ローマ規定第 103 条第 1 項)。しかし他国が受入れを認めない場合には、ICC 所在国であるオランダがその禁錮刑を執行する義務を負う(ローマ規定第 103 条第 4 項)ため、法務大臣の指揮の下、ICC との本部協定(ローマ規定第 3 条第 2 項)に従って刑を執行する⁽¹³²⁾。第 4 章 4 節(第 72 条－第 84 条)は、その他の刑罰執行について定める。オランダ

⁽¹²⁴⁾ *ibid.*, s.9.2(1).

⁽¹²⁵⁾ *ibid.*, s.9.2(2),(3).

⁽¹²⁶⁾ *ibid.*, s.9.2(4).

⁽¹²⁷⁾ Criminal Code (R.S. 1985, c.C-46), s.462.41(3), s.462.42.

⁽¹²⁸⁾ MLA Act, s.9.2(8).

⁽¹²⁹⁾ International Criminal Court Act 2001, s.49(3).

⁽¹³⁰⁾ *ibid.*, s.49(4).

⁽¹³¹⁾ *ibid.*, s.49(5).

ダで執行される刑罰は、罰金、犯罪から直接または間接に生じた利益・財産・資産の没収、ローマ規程第75条による被害者に対する賠償である⁽¹³³⁾。

[スイス]

スイス協力法は、受刑者がスイス国籍者またはスイスを主たる居住地とする者であることを条件に、ICCの決定が終局的かつ執行可能なものである限り、その執行を引き受ける⁽¹³⁴⁾。ただし罰金は、居住者でない者に対しても、その者の資産がスイス国内に所在していればスイスで執行される⁽¹³⁵⁾。スイス協力法の刑罰に関する規定は、主に拘禁刑について規定している⁽¹³⁶⁾。没収命令の執行については、捜査協力時の没収を目的とした押収に関する規定⁽¹³⁷⁾が類推適用される⁽¹³⁸⁾。

(6) 司法運営に対する犯罪

ローマ規程第70条は、ICCの司法手続の過程において、意図的に行われた一定の行為に対してICCが管轄権を有するとした。それらは、偽証、虚偽証拠の提出、証人の買収、出廷・証言の妨害、証言に対する報復、捜査員の証拠収集の妨害、裁判所職員に対する不当行為の強要・贈賄、裁判所職員に対する報復などである（ローマ規程第70条第1項）。ICCはこれらの行為に対し、5年以下の禁錮刑または罰金を科すことができる（第70条第3項）。ただし、これらの犯罪はコア・クライムとは区別され、その訴訟手続も手続・証拠規則⁽¹³⁹⁾で定められる（第70条第

2項）。締約国は、自国の捜査・裁判手続の清廉性に対する犯罪を処罰する規定を、上記ICCの司法運営に対する犯罪が国内または自国民によって行われた場合にも適用できるように刑法等を拡張する義務を負う（第70条第4項(a)）。

[カナダ]

カナダ法は、ローマ規程第70条第1項に規定された犯罪だけではなく、刑法に規定されているその他の司法運営に対する犯罪をもICCに適用できるようにした。カナダ法第16条第1項は、司法運営に対する犯罪に関する一般条項である。第16条第2項(a)は、証拠収集妨害について規定する。第16条第2項(b)は、証人が証拠の提出拒否の見返りとして報酬を得ようとする行為を処罰するとした。第19条は、偽証行為を犯罪と定める。この時、提出された証拠が偽であることを証人が主観的に認識していることが犯罪の構成要件となる。第20条は第19条を拡張し、別の裁判において矛盾した証拠を提出する場合も処罰されるとする。また第21条は証拠の捏造について、第23条は脅迫について定める。脅迫行為は、脅迫された者またはその知人が身の安全に恐怖を感じる程度の行為を指す。以上の行為がカナダ国内で行われれば、それがいかなる者による行為であっても、カナダ裁判所は管轄権を有する。第25条及び第26条は、自国民がカナダ国外で同様の罪を犯した場合に、カナダ裁判所が管轄権を有するとした。カナダ法は、司法運営に対する犯罪に関する既存法律に従うため、その訴追手続もカナダの証拠手続規則に

⁽¹³²⁾ Uitvoeringswet Internationaal Strafhof, Art.68(1).

⁽¹³³⁾ *ibid.*, Art.72.

⁽¹³⁴⁾ Loi fédérale du 22 juin 2001 sur la coopération avec la Cour pénale internationale, § 53.

⁽¹³⁵⁾ *ibid.*, § 53(2).

⁽¹³⁶⁾ *ibid.*, § 54-57.

⁽¹³⁷⁾ *ibid.*, § 41.

⁽¹³⁸⁾ *ibid.*, § 58.

⁽¹³⁹⁾ ローマ規程第51条は、ICCの捜査手続等の詳細は、締約国会合で2/3の賛成を得た手続・証拠規則で定められるとしている。ICCの活動開始に向けて設置されたICC準備委員会は、2000年6月30日までに手続・証拠規則の草案作成を終了した。

従うことになる⁽¹⁴⁰⁾。

[イギリス]

イギリスでは、ICCの司法運営に対する犯罪は、それぞれに対応する国内犯罪と同様に扱われる⁽¹⁴¹⁾。対応する国内犯罪は、イギリス法第54条第3項に列挙されている。ローマ規程第70条第1項(a)の偽証罪は、「1911年偽証法(Perjury Act 1911)」第1条第1項に規定される犯罪である⁽¹⁴²⁾。ローマ規程第70条第1項(c)による証人証拠収集妨害は、「1994年刑事司法・公共秩序法(Criminal Justice and Public Order Act 1994)」第51条またはコモン・ローにおける犯罪である⁽¹⁴³⁾。その他の犯罪はコモン・ローにおける犯罪として訴追される⁽¹⁴⁴⁾。また第54条第2項は、ローマ規程第70条の解釈にあたり、ICCの判決・決定及び関連する国際法学を考慮することを要求している。これらの犯罪に対してイギリス裁判所が管轄権を有するのは、犯罪が国内で行われた場合か、国外で行われたとしても自国民、居住者、軍事管轄に服する者が行った場合である⁽¹⁴⁵⁾。

[ドイツ]

ドイツにおいてもローマ規程第70条第4項の義務を履行するために立法が行われた。ドイツ協力法は、ドイツの司法運営に対する刑法典の規定の適用範囲を国際裁判所、特にICCにまで拡張した。

[オランダ]

オランダ実施法は、特段の定めのない限り、ローマ規程第70条第1項に規定される司法運営に対する犯罪に関して協力するとしている⁽¹⁴⁶⁾。

ICCからの司法運営に対する犯罪の捜査協力、刑の執行、訴追の要請には法務大臣が対応する⁽¹⁴⁷⁾。法務大臣は、その要請を自ら処理できると判断した時、またはさらなる情報をICCに要求すべきと判断した時以外は、速やかにハーグ地方裁判所の検察官に要請を送付しなければならない⁽¹⁴⁸⁾。

[スイス]

スイスは、ローマ規程第70条第1項に規定される行為は国内法の下でも犯罪であるとし、無条件に訴追のための立法義務を履行している。スイス国内において、またはスイス国民によって行われたICCの司法運営に対する犯罪は、刑法・軍刑法の改正によって処罰可能とされた。改正法第1条は、刑法典第306条-第308条で規定されているスイスの司法運営に対する犯罪の処罰規定を、ICCを含む国際裁判所の裁判手続にも適用できるようにした。改正法第2条は軍刑法典を同様に拡張した。

おわりに

ローマ規程の署名期限は2000年12月31日であったが、日本は署名をすることはできなかった。その理由を政府は、ローマ規程の締約国になることで課される全ての法的義務を見直し、必要な国内法令を期限までに整備できなかったためだと説明している⁽¹⁴⁹⁾。ローマ規程は、規程対象犯罪の処罰義務を締約国に直接には課していない。ローマ規程締約国となっても対象犯罪を処罰する国内法令がなければ、国家としては犯

⁽¹⁴⁰⁾ Oosterveld, *op. cit.*, p.837.

⁽¹⁴¹⁾ International Criminal Court Act 2001, s.54(1), 61(1).

⁽¹⁴²⁾ *ibid.*, s.54(3)(a).

⁽¹⁴³⁾ *ibid.*, s.54(3)(b).

⁽¹⁴⁴⁾ *ibid.*, s.54(3)(c).

⁽¹⁴⁵⁾ *ibid.*, s.54(4),61(4).

⁽¹⁴⁶⁾ Uitvoeringswet Internationaal Strafhof, Art.10.

⁽¹⁴⁷⁾ *ibid.*, Art.3(1).

⁽¹⁴⁸⁾ *ibid.*, Art.3(2).

罪を訴追することはできない。そしてそのような場合、補完性の原則に基づき ICC が管轄権を行使することになる。したがって、少なくとも日本国民が行った規程対象犯罪の日本による処罰を確保するという政策的判断からも、国内法令の整備は不可欠である。国内法令整備の方向としては、国際刑事裁判所法といったような包括的な立法をなし、ローマ規程対象犯罪全体をカバーした上で、さらに刑法や刑事手続法の改正が必要となってくると考えられる。確かに作業は容易ではない。しかしこれらの作業を通じて、ジュネーヴ条約を実施するための国内法制の整備への道も開けてくる。

日本は1953年にジュネーヴ諸条約に加入した。しかしその条約上の義務である、重大な違反行為を行った者を処罰するための国内法令の整備⁽¹⁵⁰⁾は行われていない。条約普及のための教育⁽¹⁵¹⁾もほとんど行われていない。また、国民保護法制整備上の必要から今日の国際人道法の中心的な取極めとされている追加議定書加入の動きはようやく始まったが、集団殺害を禁じたジェノサイド条約に対する動きは特にない。ICC への加入は、平和の実現に向け日本が寄与できる具体的な道の一つである。ローマ規程批准に向け、関連国内法の整備が期待される。

(まつば まみ 外交防衛課)

(149) 第154回国会参議院本会議会議録第6号(平成14年2月7日) p.6.; 外務省『外交青書』2003年版, p.195.; Council of Europe, *The Implications for Council of Europe Member States of the Ratification of the Rome Statute of the International Criminal Court: Progress Report by Japan*. 22 August 2003. <[http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC\(2003\)02E-1.pdf](http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_co-operation/Transnational_criminal_justice/International_Criminal_Court/Documents/ConsultICC(2003)02E-1.pdf)>

(150) ジュネーヴ第1-第4条約の順に、第49, 50, 129, 146条で、締約国は条約に対する重大な違反行為を行いまたは行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるために必要な立法を行うことを約束している。

(151) ジュネーヴ第1-第4条約の順に、第47, 48, 127, 144条で、締約国は条約の原則を自国の軍隊、衛生・宗教要員および住民に知らせるため、自国において条約の本文をできる限り普及させることを約束している。